

慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。	※給食調理員等を学期ごとに採用することも制度的に可能にした（従前の臨時職員は、任期の更新は1回で、学期ごとの任用はできなかった）。
5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。	○雇用継続の期待権を発生させないための、任命権者側の最低限のルール。この反対解釈として、任期を明示せず、口頭だけであれば、期待権は発生しているとみなされる。
6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。	○「空白期間」解消にむけた条文。総務省はこの規定により、「空白期間」を置かない運用となると説明。この規定の読み方は、「任期については会計年度を超えないことから最長1年であるが、再任用の場合は、任期と任期の間に空白期間をおかず採用すべき」ものとして解釈されている。（地方公務員退職手当制度研究会編『コンメントール退職手当条例』ぎょうせい、加除式、49頁以下。）
7 会計年度任用職員に対する前条（条件付採用）の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。	<p>○会計年度任用職員は、1年を単位として再度任用を繰り返すと、再度任用のたびに「条件付」となる。</p> <p>この規定は、従前の一般職非常勤に係る規定より後退した。従前の17条の一般職非常勤は、旧地公法22条1項の条件付採用を適用除外とし、その採用は直ちに正式採用となり、また臨時職員と異なり身分保障ならびに不利益処分に関する審査請求の条文が適用されるので、採用により直ちにこれらの権利を有していた。</p> <p>会計年度任用職員は、年度ごとの採用時に、いかなるベテランの非正規公務員であっても、最初の1月は、その意に反して任命権者の都合で免職処分にされうる立場。</p>
(臨時の任用)	

<p>第二十二条の三 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、<u>常時勤務をする職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿（第二十一条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。</u>この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。</p>	<p>○臨時的任用ができる要件に「常時勤務をする職に欠員を生じた場合において」を加え、臨時的任用は常勤欠員代替であることを明確にした。したがって、勤務時間の短い非常勤の勤務形態で臨時職員を任用することはできない。</p> <p>国家公務員の場合、臨時的任用は、人事院規則8-12（職員の任免）39条で、「任命権者は、常勤官職に欠員を生じた場合において……現に職員でない者を臨時に任用することができる。」と規定しており、改正地公法は、人事院規則のこの文言を取り込むことで、臨時的任用の濫用を防止し、厳格な運用とするとしている。</p>
<p>4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めるところにより、常時勤務をする職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。</p>	<p>○同上</p>
<p>(営利企業への従事等の制限)</p> <p>第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。<u>ただし、非常勤職員（短時間</u></p>	<p>○パートの会計年度任用職員には兼業を実質的に自由化した。この規定は、パートの待遇は低いままなので、兼職して自分で稼いで補填すべしということ。</p> <p>非常勤の場合であっても週勤務時間が常勤職員の4分の3程度で、通常の労働時間として残余する時間は少なく、効果はない。</p> <p>○地方公務員法が原則適用となるため、服務規程における、信用失墜行為の禁止の条文</p>

<p><u>勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。</u></p>	<p>が適用されることにより、どのような職についてもよいというわけではなくなる。</p>
<p>(人事行政の運営等の状況の公表)</p> <p>第五十八条の二 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員</u>（<u>短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）を除く。）の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</u></p>	<p>○市民による監視の場外に置くことで、任命権者はやりたい放題のことができる。</p>

参考資料2 地域手当の地域別支給割合

地域手当の支給地域及び支給割合(平成28年4月1日以降)

級地区分 (支給割合)	都道府県	支給地域	級地区分 (支給割合)	都道府県	支給地域
1級地(20%)	東京都	特別区	6級地(6%)	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県	仙台市 古河市 ひたちなか市 神栖市 宇都宮市 大田原市 下野市 高崎市 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 三郷市 比企郡滑川町 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町 野田市 荒川市 東金市 柏市 流山市 印西市 道ヶ谷町 印西市 三浦市 三浦郡葉山町 中郡二宮町 甲府市 塩尻市 長野市 飯田市 御殿場市 岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 安城市 大山市 江南市 田原市 弥富市 西春日井郡豊山町 津市 桑名市 龜山市 度根市 守山市 平賀市 宇治市 龜岡市 向日市 木津川市 岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市 泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町 明石市 赤穂市 大和高田市 播磨原市 香芝市 北葛城郡王寺町 和歌山市 高松市 太宰府市 糸島市 舞屋郡新宮町 舞屋郡柏屋町
2級地(16%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 大阪府	取手市 つくば市 和光市 袖ヶ浦市 印西市 武藏野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 沼津市 多摩市 横浜市 川崎市 厚木市 刈谷市 豊田市 大阪市 守口市	千葉県 神奈川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 京都府 大阪府	市原市 成田市 八王子市 青梅市 府中市 東村山市 国立市 福生市 福城市 西東京市 鎌倉市 名古屋市 星明市 池田市 高槻市 大東市 門真市 西宮市 戸塚市	仙台市 古河市 ひたちなか市 神栖市 宇都宮市 大田原市 下野市 高崎市 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 三郷市 比企郡滑川町 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町 野田市 荒川市 東金市 柏市 流山市 印西市 道ヶ谷町 印西市 三浦市 三浦郡葉山町 中郡二宮町 甲府市 塩尻市 長野市 飯田市 御殿場市 岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 安城市 大山市 江南市 田原市 弥富市 西春日井郡豊山町 津市 桑名市 龜山市 度根市 守山市 平賀市 宇治市 龜岡市 向日市 木津川市 岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市 泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町 明石市 赤穂市 大和高田市 播磨原市 香芝市 北葛城郡王寺町 和歌山市 高松市 太宰府市 糸島市 舞屋郡新宮町 舞屋郡柏屋町
3級地(15%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 大阪府 兵庫県	守谷市 さいたま市 志木市 千葉市 成田市 八王子市 青梅市 府中市 東村山市 国立市 福生市 福城市 西東京市 鎌倉市 名古屋市 星明市 池田市 高槻市 大東市 門真市 西宮市 戸塚市	北海道 青森県 岩手県 宮城県 福島県 新潟県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	牛久市 東松山市 朝霞市 船橋市 浦安市 立川市 相模原市 藤沢市 鶴ヶ島市 京田辺市 豊中市 吹田市 寝屋川市 真庭市 羽曳野市 神戸市 天理市	札幌市 名取市 笠岡市 鹿嶋市 筑西市 柏木市 鹿沼市 小山市 真岡市 前橋市 太田市 渋川市 熊谷市 木更津市 君津市 八街市 武藏村山市 新潟市 富山市 会津若松市 河北郡内灘町 福井市 南アルプス市 長野市 松本市 茅野市 大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市 浜松市 三島市 富士宮市 富士市 熱海市 豊橋市 一宮市 幸田市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村 名張市 長浜市 草津市 高島市 福井市 宇陀市 岡山市 三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町 周南市 徳島市 岡門市 阿南市 坂出市 北九州市 筑紫野市 舞屋郡宇美町 長崎市
4級地(12%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	牛久市 東松山市 朝霞市 船橋市 浦安市 立川市 相模原市 藤沢市 鶴ヶ島市 京田辺市 豊中市 吹田市 寝屋川市 真庭市 羽曳野市 神戸市 天理市	北海道 青森県 岩手県 宮城県 福島県 新潟県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	北海道 青森県 岩手県 宮城県 福島県 新潟県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	札幌市 名取市 笠岡市 鹿嶋市 筑西市 柏木市 鹿沼市 小山市 真岡市 前橋市 太田市 渋川市 熊谷市 木更津市 君津市 八街市 武藏村山市 新潟市 富山市 会津若松市 河北郡内灘町 福井市 南アルプス市 長野市 松本市 茅野市 大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市 浜松市 三島市 富士宮市 富士市 熱海市 豊橋市 一宮市 幸田市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村 名張市 長浜市 草津市 高島市 福井市 宇陀市 岡山市 三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町 周南市 徳島市 岡門市 阿南市 坂出市 北九州市 筑紫野市 舞屋郡宇美町 長崎市
5級地(10%)	宮城県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	多賀城市 水戸市 日立市 土浦市 鶴ヶ島市 坂戸市 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 富津市 三郷市 あきる野市 稲毛市 平塚市 小田原市 大和市 西尾市 知多市 みよし市 四日市市 大津市 草津市 東大津市 京都市 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 東大阪市 交野市 尼崎市 伊丹市 三田市 泉南市 大和郡山市 広島市 春日市 福津市	北海道 青森県 岩手県 宮城県 福島県 新潟県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	札幌市 名取市 笠岡市 鹿嶋市 筑西市 柏木市 鹿沼市 小山市 真岡市 前橋市 太田市 渋川市 熊谷市 木更津市 君津市 八街市 武藏村山市 新潟市 富山市 会津若松市 河北郡内灘町 福井市 南アルプス市 長野市 松本市 茅野市 大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市 浜松市 三島市 富士宮市 富士市 熱海市 豊橋市 一宮市 幸田市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村 名張市 長浜市 草津市 高島市 福井市 宇陀市 岡山市 三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町 周南市 徳島市 岡門市 阿南市 坂出市 北九州市 筑紫野市 舞屋郡宇美町 長崎市	

(注) この表は平成27年4月1日現在の名称及び当該名称による区域によって示された地域を示し、その後のそれらの名称の変更又は区域の変更によって影響されるものではない。

配布資料①)

2016年3月31日 参議院内閣委員会 生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎

(注) この表は平成27年4月1日現在の名称及び当該名称による区域によって示された地域を示し、その後のそれらの名称の変更又は区域の変更によって影響されるものではない。

配布資料①
2016年3月31日 参議院内閣委員会 生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
人事院提供資料 地域手当の支給地域及び支給割合（平成28年4月1日以降） 山本太郎事務所作成